

5 税理士の専門家責任と損害賠償

- 43. 税理士の専門家責任と損害賠償
- 44. 税理士事務所の個人情報保護
- 45. 損害賠償に注意
- 46. 税理士職業賠償責任保険に加入しよう
- 47. 免責事項
- 48. 判例・事故例に学ぶ（高度注意義務）
- 49. 判例・事故例に学ぶ（忠実義務）
- 50. 判例・事故例に学ぶ（指導・助言・説明・情報提供義務）
- 51. 判例・事故例に学ぶ（業務補助者に対する指導・監督義務）

4 3. 税理士の専門家責任と損害賠償

【ポイント】

税理士に対する損害賠償請求の増加の理由として、税理士と依頼者とのコミュニケーション不足等による信頼関係の希薄化や、依頼者の税理士への過大な期待とのギャップが挙げられ、また、毎年の税法改正や複雑化の中、改正点の研鑽不足から起こるミスも考えられる。

信頼関係は、日常業務を通して依頼者に対して情報の早期開示と十分な説明の積み重ねで築き上げられる。

依頼者と接するのは、税理士本人に限らず職員でもあり、事務所全体の業務水準を上げるためには、税理士本人はもとより職員も含めて、日頃の研鑽に努めなければならない。

【注意点】

① 顧客との信頼関係を高める

クレームの大半が税理士事務所に対する不満の表れである場合が多いため、常に顧客とコミュニケーションをとり、日頃から信頼関係を築いておくことが大切である。

② 契約関係を明確にする。

依頼者との顧問契約だけでなく、世間話のなかに盛られた依頼が契約となりうるので、契約範囲を明確にする。

【業務契約書の参考例（ポイント）】

イ ロ頭契約を避け、契約書を交わすこと。

ロ 契約書はひな型による画一的契約は避け、関与先ごとの個別契約書を作成する。

ハ 業務の範囲を明確にし、曖昧な表現は極力避ける。

ニ 報酬については業務ごとに明確に表示し、改定時期についても合意を得る。

ホ 業務内容に専門外の要素がある場合は、他の専門家と連携する旨を表示し、かつその費用の負担者を明示する。

③ チェックリスト、チェックシートの作成活用を図る。

いくら注意を払ってもミスは起こりうる。起きてはいけないことが起こるのが事故であると認識し、マニュアル化したチェックリスト等の利用によりミスの発生の可能性を少なくするよう心掛ける。

例えば、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」「業務チェックリスト」「消費税申告業務処理フローチャート」「消費税届出関係管理台帳」など。

④ スケジュール管理を徹底する。

依頼者ごとの税務スケジュール管理を徹底し、届出・申請等の提出失念を防ぐ。

⑤ 事務所保管資料は重要であり、大切に保管する。

事務所保管資料は重要であり、クレーム処理上有効な証拠能力を有するものである。なお、税理士に対する損害賠償請求権の消滅時効との関係で10年間は整理・保存する必要がある。

⑥ 税理士職業賠償責任保険に加入する。

税理士の職業上、相当の注意をしなかったことに基づいて提起された損害賠償請求について、法律上、賠償責任を負担することによる損害が対象である。これには、職員の過失も含まれる。経済的リスクとして最も大きい分野をカバーしていることから、出来れば全員が加入すべきである。なお、社会保険労務士業務や経営指導は対象外とされている。

⑦ 職務外の仕事はその専門家に任せる。

資格なしに他の専門家の職域に踏み込んではいならない。案件によっては、その道の専門家にも参加してもらい、責任の分担を考えるべきである。

⑧ 職員の執務をチェックする。

使用者責任の点から常に職員との連絡報告を密にしなければならない。

⑨ 無料相談であっても専門家責任が問われる。

無料相談は、一般的な回答にとどめておき、個別事案については、時間をかけ内容を十分に確認し相談内容・範囲を明確にする。

⑩ 断る勇気を持つ

申告期限を間近に控えた案件、十分な資料のない案件、税理士の判断と異なる要請案件など、自分の許容範囲を超えた案件については、引き受けないという判断を行うことが大切である。

4 4. 税理士事務所の個人情報保護

【ポイント】

税理士事務所は、業務を遂行する過程で様々な情報を日常的に取扱い保管している。また、特定の個人を識別することができる個人情報も当然のように扱っており、依頼者の会計や財務に関する情報を大量に作り出している。

税理士の業務は、企業と個人の重要な機密を取扱うものであり、この依頼者情報が流出したり漏洩したりすることにより、多大な損害を依頼者に与えることに対しては、損害賠償責任を負わなければならない。また、流出そのものが依頼者からのクレームの対象となりうることから、個人情報保護法等の枠外においても、この情報管理を徹底することが、税理士業務の中で重要な部分を占めていると言える。

従来から、税理士には秘密を守る義務（法 38 条）として、正当な理由なくして、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならないとの規定があり、さらに、不注意によるデータの流出やデータベースの紛失等であっても、データ管理、安全措置管理を怠ったことにより、税理士の信用又は品位を害するような行為として、信用失墜行為の禁止規定（法 37 条）に抵触することになる。使用人等は、税理士業務に関して知り得た秘密を守る守秘義務が課されている（法 54 条）。使用者税理士等は、税理士業務関する守秘義務について使用人等を適切に指導・監督する義務がある。

【注意点】

- ① 税理士事務所が保有する情報は、依頼者から提供される情報、事務所が作成する情報があり、その情報の保管が問われる。また、情報の伝達や廃棄には細心の注意を払い、事務所職員の管理も徹底しなければならない。
- ② 個人情報保護法等の施行にかかわらず、税理士にはそれ以上に重い「守秘義務」が課せられていることを自覚しなければならない。
- ③ 情報の漏洩を防ぐための安全管理義務、従業者や委託先に対しての監督義務などは税理士法上で規定された義務規定であり、違反した者には罰則規定（法 46 条、60 条）もある。
- ④ 情報漏洩対策として、ファックス・メールの誤送信や郵便物の誤送付に気を付けるとともに、個人情報を記録した書類・電子データの取扱いのルールを定め、事務所職員の監督を徹底しなければならない。

【詳細はこちら】 [「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」（日税連）](#)

↳ 税理士事務所における情報管理チェックリストモデル

[個人情報の保護に関する法律](#)

【関連項目】

[No. 36 「お客様の秘密を守る（守秘義務）」](#)

[No. 46 「税理士職業賠償責任保険に加入しよう」](#)

[No. 102 「個人情報保護法等」](#)

4 5. 損害賠償に注意

【ポイント】

税理士に対する損害賠償事件の多くは、税理士の善管注意義務違反を問うものである。

善管注意義務とは、一般的には、善良な管理者であれば当然求められ、期待される注意義務を指すが、高度な知識、経験、能力を有する税務の専門家である税理士に対しては、当該職務の社会的使命などに鑑み、一般に求められるよりも相当高度な義務が要求されている。

過去の損害賠償事件から見ると、税理士に要求される義務には高度注意義務、忠実義務、指導・助言・説明・情報提供義務、業務補助者に対する指導・監督義務などがあり、これらが相互に絡み合っている。

【注意点】

- ① 民事上の責任には、契約に関わる債務不履行責任（民 415 条）と不法行為責任（民 709 条）とがある。
- ② 債務不履行責任には、履行遅滞、履行不能、不完全履行の三形態があり、税理士に対する損害賠償事件の多くがこれに起因するものである。
- ③ 税理士の作成した内容虚偽の財務諸表や申告書を信賴して、納税者との取引をした金融機関等の第三者に加えた損害について、当該税理士はその不法行為に対する損害賠償責任を負うとした裁判例もある。

特に損害賠償事件が多いのは消費税であり、税理士職業賠償責任保険の保険金支払い状況によれば、支払件数の半分以上を消費税が占め、その中で特に多いのが、次の 3 点である。

- イ 消費税課税事業者選択届出書の提出失念
- ロ 消費税簡易課税制度選択届出書の提出失念
- ハ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出失念

これらの届出書は提出期限が当該事業年度開始前となっており、事務所内でしっかり管理体制を作る必要がある。

【詳細はこちら】 判例・事故例集

【関連項目】

[No. 48 「判例・事故例に学ぶ（高度注意義務）」](#)

[No. 49 「判例・事後例に学ぶ（忠実義務）」](#)

[No. 50 「判例・事故例に学ぶ（指導・助言・説明・情報提供義務）」](#)

[No. 51 「判例・事故例に学ぶ（業務補助者に対する指導・監督義務）」](#)

4 6． 税理士職業賠償責任保険に加入しよう

【ポイント】

税理士職業賠償責任保険は、税理士の過失等により依頼者に損害を与えた場合に、その依頼者から受けた損害賠償請求を補てんするための損害保険である。

この保険は、万一損害賠償請求を受けた場合に、税理士及び税理士事務所を守るとともに、保険金の支払いを通じて間接的に依頼者の生活、事業を守ることにもつながる。

細心の注意を払って業務を遂行していても、時に不注意や認識不足等により依頼者に損害を与えてしまうケースも全くないとはいえないので、税理士業務の遂行に当たっては必ず加入すべき保険である。

近年の保険事故の大型化、件数の増加により、保険料・免責金額は上昇傾向にある。

【注意点】

- ① ミスを犯し依頼者に損害を与えたとき、その賠償が可能であることが専門家としての要件の一つともいわれ、現にドイツ税理士法では、税理士職業賠償責任保険が強制加入となっている。わが国では任意加入ではあるが、専門家責任を果たす一つの手段として、是非加入すべきである。
- ② 保険期間は、毎年7月1日から1年間となっており、保険料は、事務所の従事人数・最大補償額の組み合わせにより決められている。なお、依頼者等の個人情報漏洩したことと起因する損害賠償に対応するため、及びサイバー攻撃の増加に鑑み、サイバー攻撃全般を補償する「情報漏えい・サイバーリスク担保特約」がある。
- ③ また、税理士の業務の多様化に伴い、将来的な課税要件事実の発生を前提とする個別の税額計算等に関する事項の相談等、未だ発生していない事実に対する「事前」の税務に関する相談についてはこれまで補償の対象外であったが、平成26年度より事前税務相談業務担保特約が追加されている。
- ④ 保険金の支払いは、原則として、法律上被害者に支払うべき損害賠償金については、損害額から免責金額を控除した残額に対する一定割合が、弁護士報酬等の争訟費用については、実費が支払われる。免責金額・支払割合等については、年次改定の可能性があるため、最新の案内を参照されたい。

【詳細はこちら】 [税理士職業賠償責任保険加入案内（株式会社日税連保険サービス）](#)

4 7. 免責事項

【ポイント】

税理士職業賠償責任保険は、税理士又は税理士法人が国内において税理士の資格に基づいて行った業務に際し、相当の注意をしなかったことに起因して提起された損害賠償について、法律上賠償責任を負担することによる損害をてん補するものである。

しかし、この保険には免責条項があり、いわゆる附帯税、納税者が本来納めるべき本税、重加算事案にかかる賠償責任等については、たとえ税理士が法的な損害賠償義務を負ったとしてもてん補されないこととなっている。

万一の場合に役立つ税理士職業賠償責任保険ではあるが、すべての場面でオールマイティなものではないことを知っておく必要がある。

【注意点】

① 保険の対象となる税理士業務は以下のとおり。

- イ 税務代理
- ロ 税務書類の作成
- ハ 税務相談
- ニ 上記に付随して行う業務のうち財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行
- ホ 裁判所での補佐人として行う陳述

なお、この保険では、税理士自身だけでなく、所属税理士及び使用人が行った業務も支払いの対象に含まれる。

また、平成 14 年度より税理士法人も加入できることとなり、個人税理士から税理士法人へ、あるいは税理士法人から個人税理士へ移行した場合は、それぞれ移行後、前業務について 5 年間の補償がある。

② 保険の対象とならない賠償責任は以下のとおり。

- イ 加算税（加算金）、延滞税（延滞金）、利子税
- ロ 納税者が本来納めるべき本税
- ハ 重加算税（重加算金）を課せられた事案によるもの
- ニ 遺産分割または遺贈に関する助言・指導に起因するもの
- ホ 被保険者が代表者となる法人等に対するもの
- ヘ 被保険者の故意
- ト その他 契約約款に記載されているもの

【詳細はこちら】 判例・事故例集

[税理士職業賠償責任保険事故例（株式会社日税連保険サービス）](#)

4 8. 判例・事故例に学ぶ（高度注意義務）

【ポイント】

税理士は、税務の専門家として、独立した公正な立場で依頼者の信頼にこたえ、適正な納税義務の実現を図ることを使命としている。依頼者は税理士を信頼して業務を依頼しているのであるから、適正な納税義務の実現を図るとともに依頼者の利益を考えて業務をしなければならない。

そのため、税理士に求められる善管注意義務は、相当に高度なものとなっており、業務の遂行には、自らが有する知識・経験・能力をもとに、細心の注意を払う必要があり、少しでも欠けると、高度注意義務違反としての損害賠償請求のきっかけとなる。

したがって、税理士は税務の専門家として常に研究研鑽に努め、専門的能力を維持向上させることが必要である。

【注意点】

たとえ税法及び関連法令に精通していても、常に事故の起きる危険性があることを認識し、事故防止のため、業務手順のマニュアル化、チェックリストの活用など業務水準の改善・向上と対応策を確立することが肝要である。

【判例・事故例】

- ① 税理士が作成した虚偽の法人税確定申告書を信頼して保証、担保提供した者が損害を被ったとして税理士の第三者責任を追及し、損害賠償請求が認められた事例。

「仙台高裁 昭和 63 年 2 月 26 日 一部認容（TAINS コード Z999-0002）」

- ② 相続税の申告における小規模宅地等の評価の特例を巡り、不動産貸付けとは異なる同族会社の貸しスタジオについて判断を誤り、また納税者に選択肢を説明しなかったことについて受任者としての注意義務違反があることを免れないとした。

「東京高裁 平成 13 年 7 月 11 日 一部認容（TAINS コード Z999-0046）」

- ③ 税理士が納税者に対して、収用による圧縮記帳が認められる買換取得期間についての説明を正確にしなかったため、適用が認められる期間内に代替資産を取得する機会を失った。そのことにより税理士の説明義務違反があったとして、損害賠償請求が認められた事例。

「大阪高裁 平成 15 年 6 月 6 日 一部認容（TAINS コード Z999-0072）」

【詳細はこちら】 判例・事故例集

49. 判例・事故例に学ぶ（忠実義務）

【ポイント】

税理士は、依頼者の信頼にこたえ、委任の本旨に従って法の許す範囲内で依頼者の利益になるよう業務を遂行することが求められている。

そのため、依頼者が説明した事実や提示された資料の範囲内で業務を遂行すれば足りるものではなく、税務の専門家として、さらに深く事実関係を究明し、依頼者に最も有利な方法を選択することが要求されることとなる。

【注意点】

- ① 依頼者にとってどの選択が有利かどうかは、その依頼者の立場、環境、展望によって様々であるため、依頼者との十分な対話のもとに業務を遂行していく必要がある。
- ② 相続税のように、一事案の納税者が複数に及ぶ場合には、ある納税者の有利選択が、他の納税者の不利益に及ぶケースもあるため、税理士としてより慎重な対応をすべきである。

【判決・事故例】

- ① 相続税の申告に関して顧問税理士が、納税者から依頼のあった物納申請を行わず延納申請をし、かつ土地評価の過誤により納税者に大きな損害を与えたことに対して、税理士は税務の専門家として、租税に関する法令、通達等に従い適切に相続税の申告手続きをすべき義務を負うことはもちろん、できる限り節税と成り得る措置を講ずるべき義務を負うものであるとされた。

「東京地裁 平成7年11月27日 一部認容（TAINSコード Z999-0010）」

- ② 消費税等の申告について、その法定申告期限までに消費税等の納付はしたものの、その申告書の提出自体を失念していたため、当該消費税等の税額に対し5%の無申告加算税の賦課決定処分がなされた。

「大阪地裁 平成17年9月16日 棄却（TAINSコード Z255-10134）」

【詳細はこちら】 判例・事故例集

50. 判例・事故例に学ぶ（指導・助言・説明・情報提供義務）

【ポイント】

税理士は税務の専門家であり、依頼者は、税理士を信頼して業務を依頼するわけであるから、税理士は、依頼者に正確な租税に関する情報を提供・説明し、依頼者が正しく判断できるよう適切な指導・助言をする必要がある。

また、依頼内容自体が複雑である場合に、依頼どおりに申告した場合のリスク及び法解釈について争う余地についての説明も、税理士の指導・助言・説明・情報提供義務に含まれるので十分に注意する必要がある。

【注意点】

- ① 依頼を受けたことだけを遂行したのでは、税理士の専門家責任を果たしたとは言えない。法令の許す範囲内で納税者の利益を図る責任があり、これについて説明する義務がある。
- ② 無報酬で行った業務であっても、受任した以上は依頼者との契約に基づく税理士業務に変わりなく、専門家責任から逃れることはできない。

【判決・事故例】

- ① 相続税の修正申告の委任を受けた場合は、単に税額計算のみならず納税方法の選択及び納税手続の説明と意向確認をすべき義務があるとして、税理士の債務不履行を認定した事例がある。

「東京高裁 平成7年6月19日判決 一部認容 (TAINS コード Z999-0009)」

- ② 税理士が、貸倒れ処理及び有価証券の評価損処理について、基本通達に反する処理をして申告した場合、基本通達は法令では無いので、これに反する税務処理をすることが許されないわけではないが、更正処分や加算税等の賦課決定を招くことの危険性を十分に依頼者に理解させる義務があるとして、税理士の損害賠償責任を認めた事例がある。

「大阪高裁 平成10年3月13日判決 一部認容 (TAINS コード Z999-0018)」

- ③ 同族会社に対する居住用不動産の売却に当たり、居住用資産の譲渡所得の特別控除の特例がないにもかかわらず、誤った教示をしたことは、個人との間に顧問契約がないとしても、個人の相談等に応じている以上顧問契約の存在を裏付けるものであり、たとえ無償の契約であったとしても契約の義務に反する重大な過失である。

「東京地裁 平成12年6月30日判決 一部認容 (TAINS コード Z999-0066)」

【詳細はこちら】 判例・事故例集

5 1. 判例・事故例に学ぶ（業務補助者に対する指導・監督義務）

【ポイント】

税理士に求められる善管注意義務は、高度な義務が要求されている。ただし、これは税理士本人に限ったことではなく、使用人等が行う補助業務に対しても、税理士業務の一環である以上、高い水準での善管注意義務が要求されることになる。

法 41 条の 2 に「使用人等に対する監督義務」規定があり、補助者が行う業務についても、税理士同様に、高度な注意義務、忠実義務、指導助言義務等があることを、日頃より補助者によく説明し、事務所をあげての業務水準の向上に努めなければならない。

【注意点】

税理士が補助者を業務に従事させた場合の善管注意義務違反を問われ賠償を認められた事例がある（前橋地裁平成 14 年 12 月 6 日判決）。

【判決・事故例】

税理士は、納税者 A 及び B から所得税の確定申告書の作成を依頼され、事務所職員 C を履行補助者として業務にあたらせた。

ところが A 及び B は資料を一切示さず、過年分の申告書の写しをもとに申告するよう依頼、C は依頼者の言うとおりに申告すれば不正に課税を免れようとしている可能性があることを容易に認識することができたはずであり、将来重加算税や延滞税などが課されることを説明していれば、本件のような不適法な申告を行うことはなかったと認められる。このことは、税理士の専門家責任（法 1 条、法 41 条の 3）及び善管注意義務に違反しており債務不履行が認められるとされた事例がある。

「前橋地裁 平成 14 年 12 月 6 日 一部認容（TAINS コード Z999-0062）」

【詳細はこちら】 判例・事故例集

[「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」（日税連）](#)

[「税理士事務所 FAQ」（日税連）](#)

【関連項目】

[No. 8 「使用人の守秘義務違反やニセ税理士行為に要注意！」](#)

[No. 19 「職員の監督や情報の管理は大丈夫ですか」](#)